

佐賀市空き家等情報登録制度流れ(宅建業者向け)

NO	手続き	内容	提出書類
①	登録申請	市が空き家等情報登録制度の要件を確認します。	【申請者が提出】 ・様式1 登録申請書 ・土地及び建物の全部事項証明書 ・空き家等の写真 ・誓約書 ・同意書 ・登録申請受付票



②	相談窓口を紹介	市が不動産協会の相談窓口を紹介します。	
---	---------	---------------------	--



③	相談、契約	・空き家等の査定を行い、所有者の合意が得られた場合、媒介契約(専属専任媒介契約又は専任媒介契約)を締結してください。 ・媒介契約が成立しなかった場合は、所有者に当該空き家等の処分方法について助言を行ってください。	【宅建業者が提出】 ・様式2 媒介契約報告書 ・媒介契約書の写し ・物件情報資料 (広告チラシ、物件情報HPコピーなど)
---	-------	---	--



④	情報発信	市ホームページ、全国版空き家バンク (at home、LIFULL) に登録します。 ※問い合わせ先は宅建業者になります。	
---	------	--	--



⑤	交渉	購入や賃借の希望者が現れましたら、物件の説明や物件所有者との交渉を行ってください。	
---	----	---	--



⑥	契約の成立	契約成立後、市へ報告を行ってください。	【宅建業者が提出】 ・様式7 売買・賃貸借契約成立報告書
---	-------	---------------------	---------------------------------

・空き家等情報登録制度以外の取引を妨げるものではありませんので、所有者にあった契約方法の提案をお願いします。

・契約内容の変更や媒介契約を解除した場合は、市へ連絡をお願いします。

・すでに媒介契約を締結している空き家等については市へ別途ご相談ください。